

平成 23 年 5 月 23 日

事業者の皆様へ

ハウスプラス住宅保証株式会社

大規模修繕工事のかし保険 改定のご案内
(共同住宅等大規模修繕工事瑕疵担保責任任意保険)

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は、平成 21 年 12 月 18 日に掲題保険商品の第 1 号認可を受けて販売を開始しており多くのお客様からご好評をいただいております。また、この度、本保険商品に関して変更認可を取得しました。

今回の改定は、日頃より皆様から頂戴しておりますご意見ならびに管理組合様からのご要望も反映し、補償範囲を大幅に拡大した内容となっております。また、保険料等においても、より合理的な算出方法を新たに導入させていただいております。

つきましては、改定内容等を以下の通りご案内申し上げますので、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 保険対象部分の拡大

(1) 保険対象部分の拡大

社会的ニーズに伴い増加が想定される工事(地デジアンテナ工事、電気自動車向け「充電スタンド設置工事」)ならびにご要望の多かった「アルミ製手すりへの交換工事」など、保険対象部分を拡大しました。 詳細は改定前後の比較表をご覧ください。

保険対象部位		改定前	改定後
給排水管路	用語の定義	付保住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または汚水管をいいます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理している部分および設備機器に係る部分を除きます。	(改定無し)
	保険金を支払う場合	給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと	給排水管路または灯油等管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと
灯油等管路	用語の定義	(改定後新設)	付保住宅またはその敷地内に設置された灯油管または重油管をいいます。ただし、設備機器に係る部分を除きます。
給排水設備	用語の定義	付保住宅またはその敷地内に設置された受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、汚水ポンプまたはますをいいます。	(改定無し)
	保険金を支払う場合	給排水設備または電気設備の機能が失われること	給排水設備、灯油等供給設備または電気設備の機能が失われること
灯油等設備	用語の定義	(改定後新設)	付保住宅またはその敷地内に設置された灯油もしくは重油を貯蔵する専用タンク、中継タンクもしくは戸別タンクまたは灯油もしくは重油を供給する電磁ポンプもしくは補助ポンプをいいます。
電気設備	用語の定義	付保住宅に設置された次の電気設備をいいます。ただし、照明器具、換気設備については、居住者の共用に供される部分に設置されたものに限ります。変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、端子、導管、保護装置、支持フレーム、母線、配線、照明器具、換気設備、放送回配線、通信用配線、インターホン設備、電話設備、テレビ共同受信設備(アンテナを含みます。)、情報表示設備または普通自動車、普通自動二輪車もしくは原動機付自転車用充電スタンド	付保住宅に設置された次の電気設備をいいます。ただし、照明器具、換気設備については、居住者の共用に供される部分に設置されたものに限ります。変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、端子、導管、保護装置、支持フレーム、母線、配線、照明器具、換気設備、放送回配線、通信用配線、インターホン設備、電話設備、テレビ共同受信設備(アンテナを含みます。)、情報表示設備または普通自動車、普通自動二輪車もしくは原動機付自転車用充電スタンド
	保険金を支払う場合	給排水設備または電気設備の機能が失われること	給排水設備、灯油等供給設備または電気設備の機能が失われること
手すり等	用語の定義	ベランダ、バルコニー、テラスまたは屋上に取り付けられた手すりもしくは柵または階段(居住者の共用に供される階段に限ります。)の鉄部をいいます。	ベランダ、バルコニー、テラスまたは屋上に取り付けられた柵、階段(居住者の共用に供される階段に限ります。)、玄関扉(居住者の共用に供される部分に面した部分に限ります。)もしくは防火扉の鉄部または手すり(土台を含みます。)をいいます。
	保険金を支払う場合	手すり等が通常有すべき安全性を満たさないこと(ただし、防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります。)	手すり等が通常有すべき安全性を満たさないこと(手すりは新設工事、交換工事または防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります。手すり以外は防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限ります。)

補償の拡大に伴い、手すり等以外の保険料に変更はありませんが、手すり等については若干の引き上げとなります。
なお、充電スタンドについては、新たに保険料を設定しております。

(2) 外壁タイル剥落特約の新設

「外壁タイルの剥落」を補償する特約を新設。

タイル工事を実施する場合、本特約を付帯いただくことで、タイルの剥落という事象についても保険金支払いの対象となります。

2. 料金の新設

「屋根工事のみ」の保険料を新設

雨水の侵入を防止する部分のうち工事実施部分が「屋根のみ」の場合の保険料を設定しました。これにより、屋根のみ工事される場合、従来よりも保険料が割安になります。

保険料計算例)

延床面積 4,000 m²のマンションで防水工事として「屋根のみ」を改修する場合、従来より、36,150 円保険料が割安となります。

団地などの多棟現場に関する現況検査料の合理化

検査料計算例)

ハウスプラス団地管理組合が複数棟(延床面積 A棟:2,000 m² B棟:4,000 m² C棟:7,000 m²)の大規模修繕工事(防水工事)を発注し、当該工事に対して保険申請を行う場合

改定前検査料	⇒	改定後検査料
320,250 円		253,305 円 (66,945 円)

充電スタンド工事の保険料の新設

充電スタンド工事に関する保険料を新設しました。(大規模修繕工事と同時に行う場合と単独で行う場合および充電スタンドの設置台数により保険料が異なります。)

上記は、商品改定の概要のご案内になります。より詳細な内容につきましては、別途お問い合わせいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

問合せ先：営業企画部

担当者：菅波、江頭、三上

TEL：03-5962-3764